

立川市

第5次男女平等参画推進計画

平成22年5月

立 川 市

はじめに

立川市は、男女の人権が尊重され、男女が共に社会のあらゆる分野の活動に参加する社会を築き、豊かで活力ある地域社会を実現することめざしております。

昭和 63 年(1988 年)に「立川市婦人行動計画」を策定し、その後、計画を改定しながら、さまざまな施策を展開してまいりました。平成 6 年(1994 年)には男女共生社会実現のための拠点として立川市女性総合センター・アィムを開館し、平成 8 年(1996 年)には東京都で初めて「男女共同参画都市宣言」を行い、平成 19 年(2007 年)には「立川市男女平等参画基本条例」を制定して、男女平等参画施策に取り組んでまいりました。

一方、社会経済環境は大きく変化し、人口減少と少子高齢化が進む中で、男女平等参画施策の意義はますます大きくなっております。

この第 5 次男女平等参画推進計画は、「ワーク・ライフ・バランスの推進」「雇用の場における男女平等参画の推進」「配偶者等からの暴力の防止」を主要テーマとしながら、男女平等参画を総合的に推進するための施策を提示しています。

策定にあたっては、男女平等参画推進審議会の答申を得るとともに、市民の皆様のパブリックコメントを経て決定いたしました。

男女平等参画社会は、市民・事業者がその意義と役割を理解し、それぞれが主体的に取り組むことで実現します。男性も女性も、家庭や職場、学校、地域など、あらゆる場で個性を発揮し、いきいきと暮らす多様性に富んだ社会の構築を目指してまいります。

最後になりましたが、計画策定にあたりご尽力いただきました審議会の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せくださいました皆様に心からお礼申し上げます。

平成 22 年 5 月

立川市長 清水庄平

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	4
1 計画の目的と目標	4
2 計画の位置付け	4
3 計画の期間	4
第2章 3つの主要テーマの設定	6
第5次男女平等参画推進計画体系図	7
第3章 主要テーマの展開	8
1 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	8
(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・推進	10
(2) 仕事と生活の両立	11
(3) 仕事と地域・家庭生活のバランス確保	13
(4) すべての人がいきいきと生活できるための健康づくり	14
2 雇用の場における男女平等参画の推進	17
(1) 女性のチャレンジ支援	19
(2) 雇用の場での男女の均等な機会と待遇の確保	20
(3) 多様な働き方への支援	22
3 配偶者等からの暴力の防止	23
(1) 暴力の未然防止と早期発見	24
(2) 相談の場の提供	26
(3) 被害者の自立支援	27
第4章 男女平等参画の推進	30
1 男女平等参画の推進	30
(1) 市民の意識啓発	31
(2) あらゆる分野で女性の参画促進	32
(3) 計画の推進	33
2 市民・地域・事業者・行政の役割	35

資 料

1.	男女共同参画都市宣言 -----	40
2.	立川市男女平等参画基本条例 -----	41
3.	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 -----	43
4.	男女共同参画社会基本法 -----	48
5.	立川市男女平等参画推進審議会委員名簿 -----	51
6.	立川市男女平等参画推進審議会開催経過-----	52

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的と目標

男女が、性別に関わりなく個人として尊重され、一人ひとりにその個性と能力を発揮する機会が確保されることにより、対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し責任を負う、男女平等参画のために必要な施策を、総合的に推進していくことを目的としています。

計画の推進により、男女が互いの人権を尊重し、平等に、豊かにいきいきと暮らす男女平等参画社会の実現を目指します。

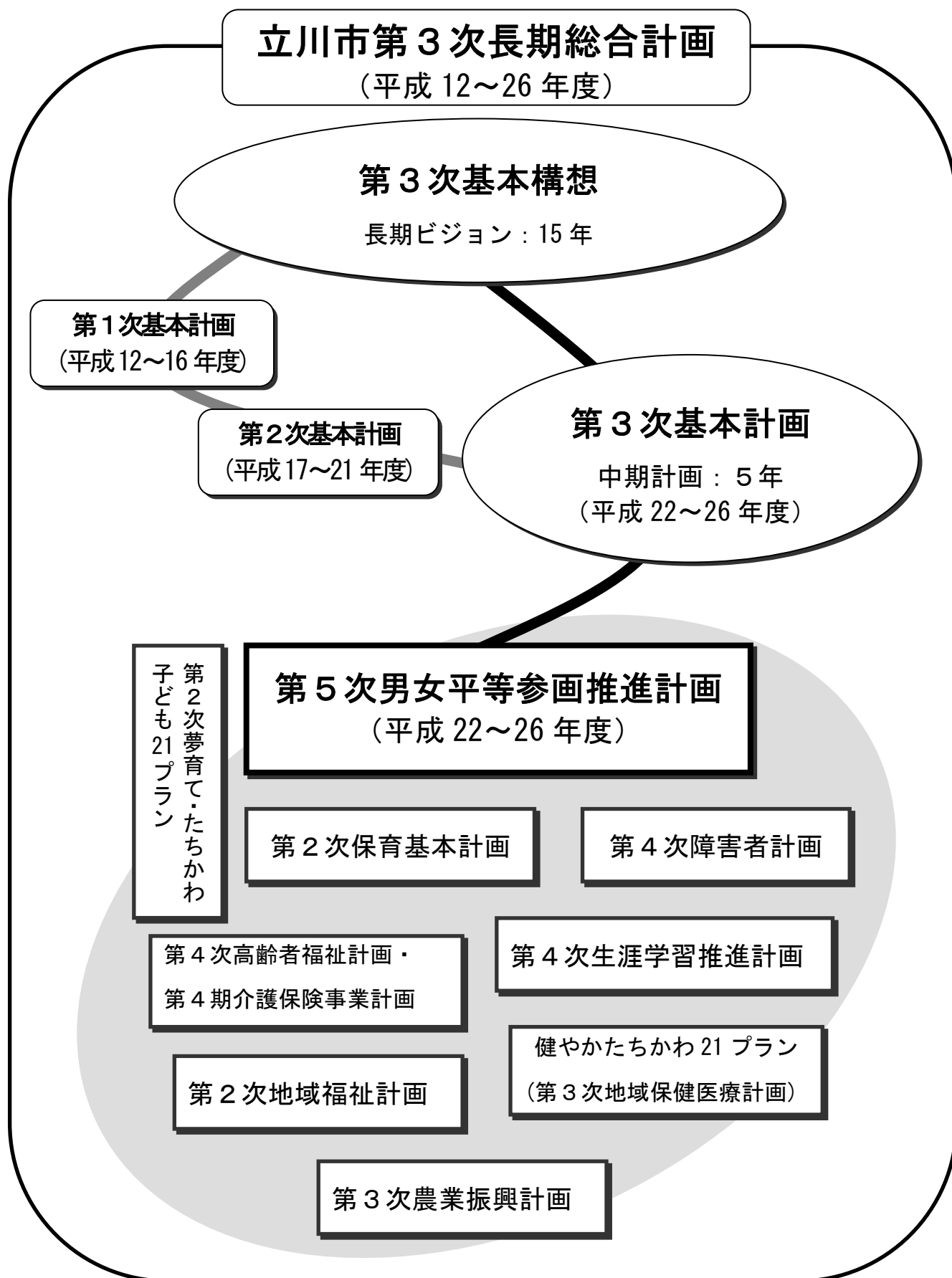
2 計画の位置付け

この計画は、立川市男女平等参画基本条例第9条に基づく男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、立川市第3次長期総合計画・第3次基本計画の個別計画として策定します。男女平等参画はあらゆる分野に共通する課題であり、関連する他の個別計画においても、男女平等参画の理念に基づき取り組みを進めます（図1）。また、この計画は、男女共同参画社会基本法第14条で定める「市町村男女共同参画基本計画」として策定するものです。

3 計画の期間

計画の期間は、平成22年度(2010年度)から平成26年度(2014年度)までの5年間とします。

図1 計画の位置付け



第2章 3つの主要テーマの設定

我が国は、人口減少と少子高齢化が同時に進行し、社会のしくみが大きく変化しつつあります。立川市においても、このほど行った人口推計で、平成32年(2020年)ごろから人口の減少が始まり、65歳以上の高齢者人口も約23%となり、少子高齢化が急速に進むことが予想されています。

人口が減少し、少子高齢化が進むと、社会の担い手が少なくなります。活力ある社会を持続していくには、男性も女性も個性や多様性を発揮して対等な立場でいきいきと暮らせる男女平等参画社会の実現が必要であり、女性が社会参加、就労参加しやすい環境づくりが必要です。

具体的には、「男性は仕事中心、女性は家事や育児・介護中心」といった男女の性別役割分担を見直し、男性も家庭や地域生活を共に担う、女性も仕事を通じて自己実現を図るなど、男女が共に自分らしい生き方を選択でき、より平等で柔軟な社会を実現するため、働き方を見直し、男女が共に子育てや介護を分担し、仕事と家庭生活、地域生活等を両立できるような取り組みが必要となります。また、それを実現していくための子育て支援や介護体制の整備など、男女がともに働きやすい環境の整備が求められます。

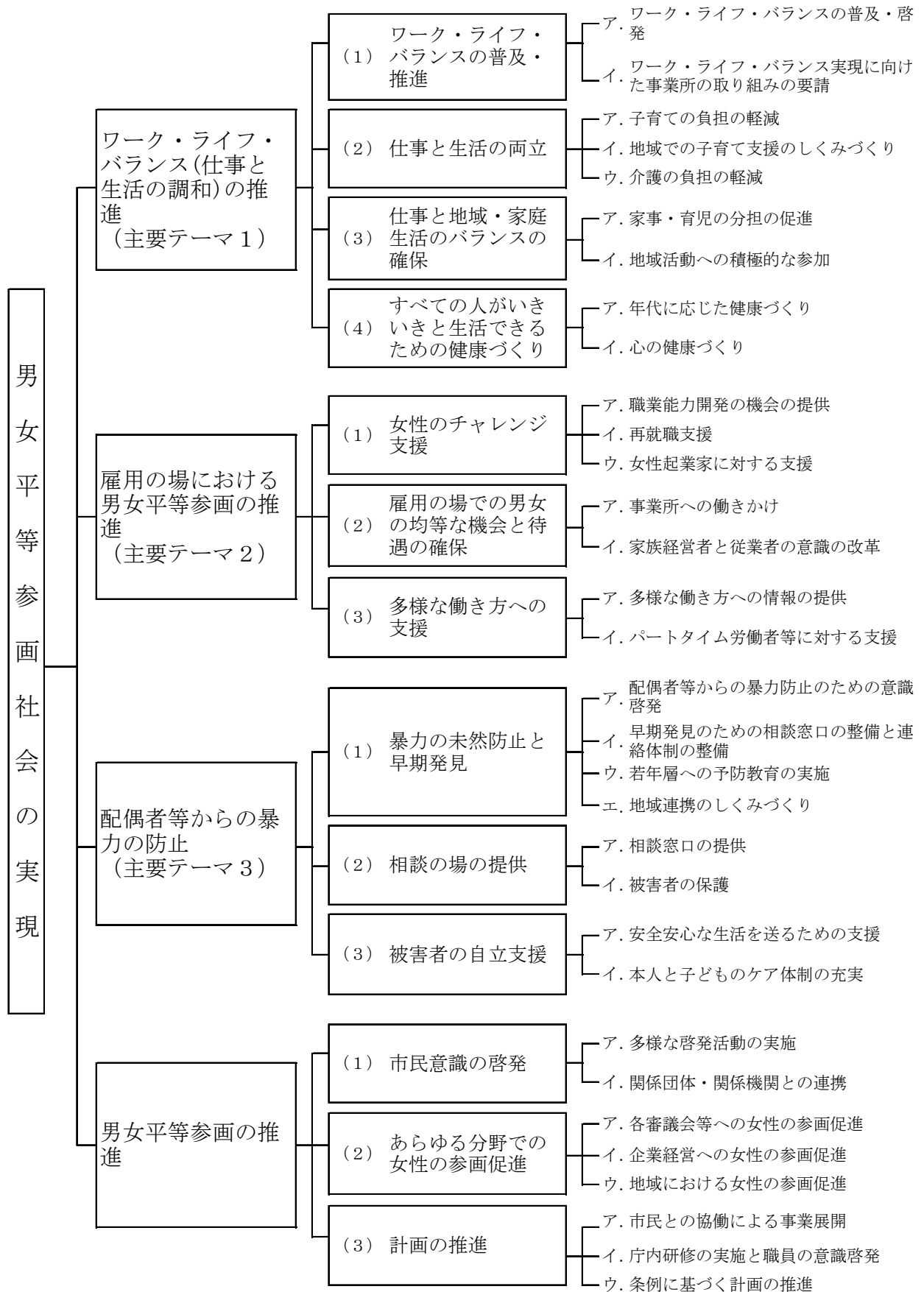
男女雇用機会均等法の改正により、制度上は雇用に関する男女の差別的な取り扱いが禁止されましたが、現実には女性が結婚・妊娠・出産等を理由に継続就労希望があるにもかかわらず離職しなければならないケースや、復職にあたって非正規労働を選択せざるを得ない場合もあります。雇用の場においても、性別にとらわれることなく個人の個性と能力が十分発揮できる環境づくりが必要となります。

男女は平等です。しかしながら、本来平等であるべき配偶者やパートナー等からの暴力は後を絶たず、重大な人権侵害となっています。暴力は身体的なものだけでなく、精神的なもの、経済的なもの、性的な強要などもあり、その被害者の多くは女性です。配偶者等からの暴力は、男女が共に基本的人権を尊重しあい、自分らしく暮らしていける男女平等参画社会の実現の大きな障害となります。加えて配偶者等からの暴力は、子どもにまで被害が及ぶ場合があり、子どもの人格形成に大きな影響を及ぼすこともあります。配偶者等からの暴力は次世代育成の視点からも大きな社会問題といえます。

こうした考え方のもと、計画の策定にあたっては、以下の3つを主要テーマに設定し、取り組むこととしました。

1. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進
2. 雇用の場における男女平等参画の推進
3. 配偶者等からの暴力の防止

第5次男女平等参画推進計画の体系図



第3章 主要テーマの展開

1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

平成20年度市民意向調査における家事や育児・介護への参加状況についての問いでは、「主に女性」が最も多く、次いで「夫婦で協力」となっており、家事や育児・介護の女性の負担は大きく、男性は仕事優先、女性は家庭優先という傾向が依然として現れ、男性の家事・育児参加の促進や、働き方の見直しが求められています。（図2～図4）

図2 家事の負担

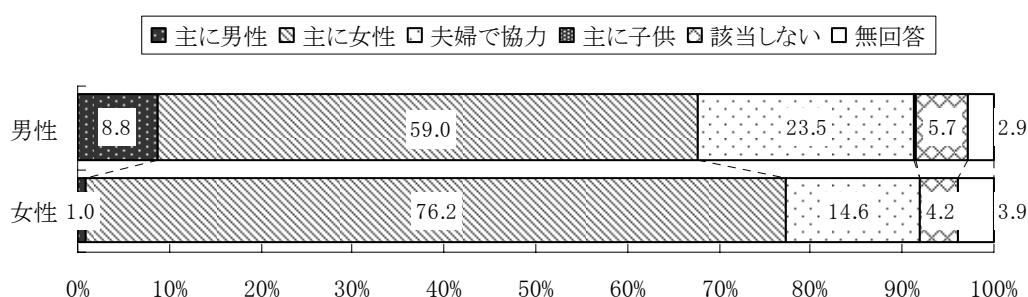


図3 育児の負担

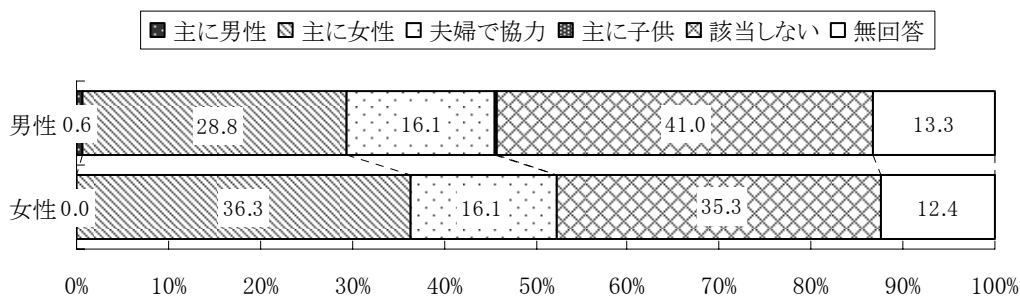
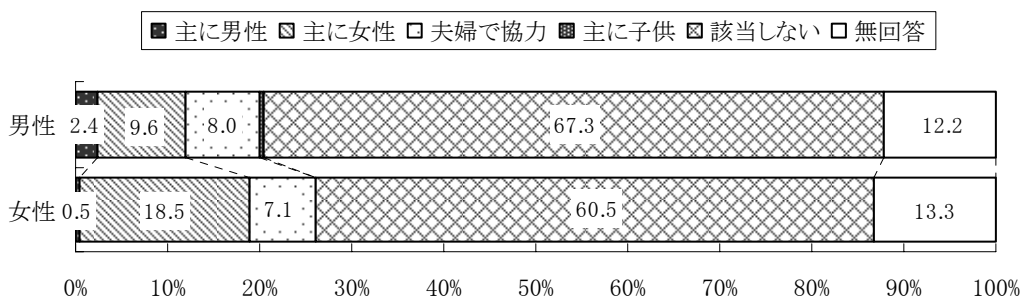


図4 介護の負担



また、高齢化が急速に進む中で、高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者世帯の増加が予想され、介護は男性にとっても女性にとっても重要な課題となります。

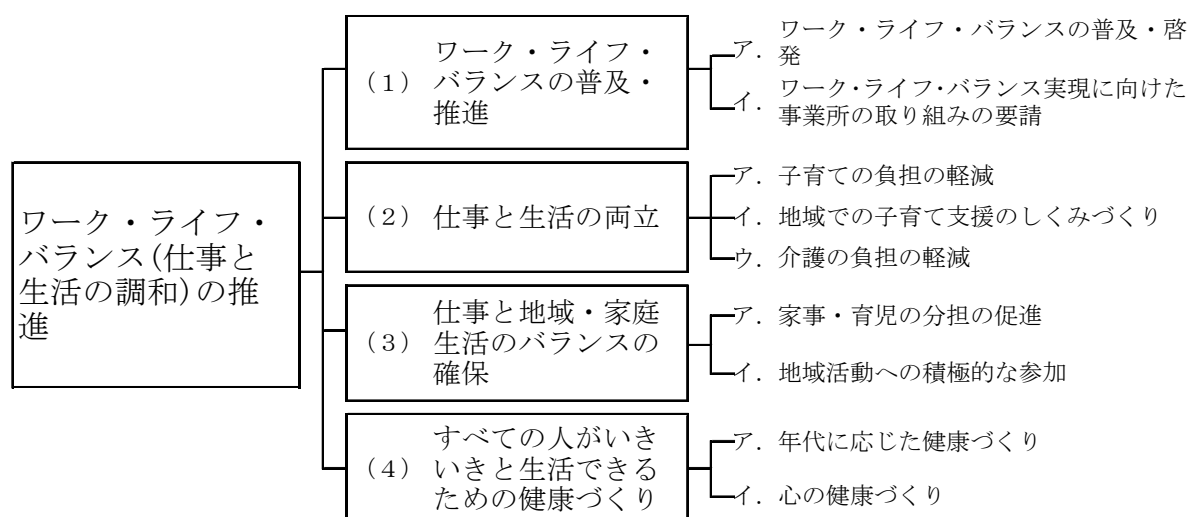
一人ひとりがいきいきと生きられる活力ある社会を実現するためには、仕事と家

庭生活の両立支援を進め、働き方の改善を行い、男女が共に子育てや介護を分担し、仕事と家庭生活、地域生活等を両立できる基盤をつくる必要があります。

「男性は仕事中心、女性は家事や育児・介護中心」といった男女の性別役割分担を見直し、男性も家庭や地域生活を共に担う、女性も仕事を通じて自己実現を図るなど、男女が共に自分らしい生き方を選択でき、より平等で柔軟な社会を実現するためには、仕事と家庭生活が両立できる「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」の取り組みを通じて、男女平等参画の実現を図っていくことが重要です。

市民・地域、事業所、行政が一体となって、子育てや介護の支援、働き方の見直し、家庭生活・地域社会へのかかわりについて様々な取り組みを展開し、ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境をつくります。

【取り組みの体系】



【展開のポイント】

(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・推進

《目標》

男女が共に自分らしい生き方を選択でき、より平等で柔軟な社会を実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及・啓発を行うとともに、事業所に働き方の見直しなどの取り組みを要請します。

《取り組みの方向性》

ア. ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

① 生き方や働き方を考える講座の開催

女性のためのキャリア・アップ講座などを開催し、女性も男性も、それぞれの意思や責任で多様な生き方や働き方ができるよう意識の啓発を行います。

〈事業計画〉

	項目	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
①	生き方や働き方を考える講座の開催					

イ. ワーク・ライフ・バランス実現に向けた事業所の取り組みの要請

① 働きやすい環境づくりに取り組む事業所の表彰

託児室を設置するなど、子育てを応援する事業所の表彰などを行います。

② ワーク・ライフ・バランスを実現しやすい環境整備への働きかけ

労働時間短縮や育児・介護休業の取得など、ワーク・ライフ・バランスを実現しやすい環境整備に取り組むよう働きかけを行います。

〈事業計画〉

	項目	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
①	働きやすい環境づくりに取り組む事業所の表彰	検討	実施			
②	ワーク・ライフ・バランスを実現しやすい環境整備への働きかけ	要請				

(2) 仕事と生活の両立

《目標》

女性の社会参加・就労参加が実現でき、仕事と家庭生活の両立を可能にするため、子育て支援に取り組むとともに、子育てサークルやボランティア団体の連携、地域資源を活用して子育てを地域で支えるしくみづくりをすすめます。また、介護サービスの着実な実施や地域での支えあい、介護予防などに取り組めます。

《取り組みの方向性》

ア. 子育ての負担の軽減

①相談窓口の開設

子ども家庭支援センターやファミリー・サポート・センター、各保育園に、子ども・子育てに関する相談窓口を開設するとともに、児童委員などにより地域での相談に応じ、心身の負担の軽減を図ります。

②待機児童の解消と特別保育の実施

女性の社会参加・就労参加の環境づくりのため、認可保育園の新設や分園の設置、建て替え、認証保育所の新設、定員の弾力化、学童保育所の新設等により待機児童の解消に取り組めます。また、年末保育や休日保育、延長保育、産休保育、育休明け保育、一時預かり・特定保育、病児・病後児保育などの特別保育を実施します。

③ひとり親家庭・障害児を育てる家庭への支援

ひとり親家庭・障害児を育てる家庭の日常生活の支援のため、ホームヘルパーを派遣します。また、障害児のデイサービス、ショートステイサービスを提供します。そのほか、様々な相談に応じます。

④ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭の自立のため、就業や技術取得に関する支援や情報提供を行います。

＜事業計画＞

	項目	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
①	相談窓口の開設					→
②	保育園、学童保育所の待機児の解消					→
	特別保育の実施					→
③	ひとり親家庭・障害児を育てる家庭への支援					→
④	ひとり親家庭の自立支援					→

イ. 地域での子育て支援のしくみづくり

①地域の子育てネットワークづくり

子育てサークルやボランティア団体が連携し、子育てや悩みごとなどを相談できるしくみづくりを進めます。

②子育てボランティアの育成と活用

ファミリー・サポート・センター事業を支える援助会員や放課後子ども教室を担うボランティア等の育成を図ります。

③地域資源の活用

地域での子育てをサポートするため、保育園・認定こども園・認証保育所・家庭福祉員・幼稚園などの地域資源を活用した支援のしくみづくりを検討します。

<事業計画>

	項目	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
①	地域の子育てネットワークづくり					
②	子育てボランティアの育成と活用					
③	地域資源の活用	検討	実施			

ウ. 介護の負担の軽減

①介護保険制度・障害福祉制度の着実な実施

介護保険制度・障害福祉制度に基づき居宅サービス、施設サービス等を提供します。

②介護に関する相談や情報提供

地域包括支援センター、福祉相談センター、自立生活センター・立川、精神障害者地域生活支援センター等での相談窓口で有効な情報を迅速に提供できるようにします。

③民生委員による相談

民生委員によるひとり暮らし高齢者への定期的な実態調査を行うほか、必要に応じて随時訪問し、高齢者等の状況把握に努めるとともに、各種の相談に応じます。

④地域支えあい事業の実施

高齢者を地域で支えていくために、市民による自主的かつ継続的な活動を行う地域社会づくりを目指します。また、一人暮らしや認知症の高齢者を見守るしくみや、ごみ出しなど簡単な手助けを行うボランティアを育成します。

⑤高齢者や障害者の生活安定

高齢者の生活安定のため、商工会議所無料職業紹介所を通じて情報提供するほか、シルバー人材センターへの加入を促進します。また、障害者の就労については、障害者就労支援事業を推進します。

⑥介護予防の推進

要介護認定で自立とされた特定高齢者に地域包括支援センターなどで介護予防のための教室を実施します。また、「生きがい通所支援事業」「健康体操教室」「認知症予防教室」等を実施し、介護予防だけでなく、閉じこもり予防と日常生活の自立を支援するほか、仲間と楽しく健康づくりができるよう、地域学習館等で各種講座を実施します。

＜事業計画＞

	項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
①	介護保険制度・障害福祉制度の着実な実施					
②	介護に関する相談や情報提供					
③	民生委員による相談					
④	地域支えあい事業の実施					
⑤	高齢者や障害者の生活安定					
⑥	介護予防の推進					

(3) 仕事と地域・家庭生活のバランスの確保

《目標》

男女が家庭生活を共に担うよう、男性を対象とした家事や育児の講座を開催するとともに、育児・介護休業法などの関連法の周知を図ります。また、仕事と地域活動を両立するため、事業所への働きかけを行います。

《取り組みの方向性》

ア. 家事・育児の分担の促進

①男性を対象とした家事・育児講座の開催

男女が共に家事や育児・介護にかかわるように、主に男性向けの家事や育児教室等の講座を開催するほか、講座の情報等を提供します。

②育児や介護にかかわる法律の周知

「労働法」「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」や「次世代育成支援対策推進法」等の周知を図るため、東京都労働相談情報センターなど、関係機関の冊子の配布を行います。

＜事業計画＞

	項目	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
①	男性を対象とした家事・育児講座の開催					
②	育児や介護にかかわる法律の周知					

イ. 地域活動への積極的な参加

①自治会活動への参加の呼びかけ

地域を生活の拠点としてとらえ、多様なライフスタイルを持った男女の自治会活動への参加を呼びかけるため、自治会に関する情報を提供します。

②地域活動への参加促進のための情報提供

地域課題の把握とボランティアをしたいという希望者とのマッチングができる中間支援組織と連携し、情報提供を行います。

③事業所の地域貢献促進のためのしくみづくり

事業所の地域貢献への取り組みを支援するため、自治会や地域団体との懇談会を開催する等の情報交換を行って、地域と事業所の橋渡しを行います。

＜事業計画＞

	項目	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
①	自治会活動への参加の呼びかけ	検討	実施			
②	地域活動への参加促進のための情報提供					
③	事業所の地域貢献促進のためのしくみづくり	検討		実施		

(4) すべての人がいきいきと生活できるための健康づくり

《目標》

男女が安心して働いたり、充実した生活を送れるよう、相談や健診、講座などを通じて年代に応じた健康づくりを支援するとともに、心の健康を保つことができるよう、相談業務や情報提供を行います。

《取り組みの方向性》

ア. 年代に応じた健康づくり

①健診事業と健康相談の実施

市民が安心して働いたり、充実した生活を送れるよう、健診事業の周知・啓発を行うとともに、医師・看護師・歯科衛生士等を中心とした総合相談と、栄養士・運動指導士による栄養・運動相談を実施します。

②生活習慣病予防のための対策の実施

メタボリックシンドローム対策のため、生活習慣病予防教室を開催するほか、特定健康診査、特定保健指導等の取り組みを通じて、健康づくりを進めます。

③誰もがいつまでもいきいきと暮らせるための健康づくり

年代に応じた健康づくりのための体操教室や栄養講座等を健康会館や地域の福祉会館、学習館などで開催します。

＜事業計画＞

	項目	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
①	健診事業と健康相談の実施					
②	生活習慣病予防のための対策の実施					
③	誰もがいつまでもいきいきと暮らせるための健康づくり					

イ. 心の健康づくり

①相談と情報提供等

健康会館などで心の病気予防のための講座などを開催するほか、保健師などが心の健康についての相談に応じ、情報提供を行います。

②カウンセリング相談の実施

不安や悩みごと、生き方などについて相談できる窓口として、女性総合センターでカウンセリング相談を実施します。

＜事業計画＞

	項目	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
①	相談と情報提供等					
②	カウンセリング相談の実施					

【指標と目標値】

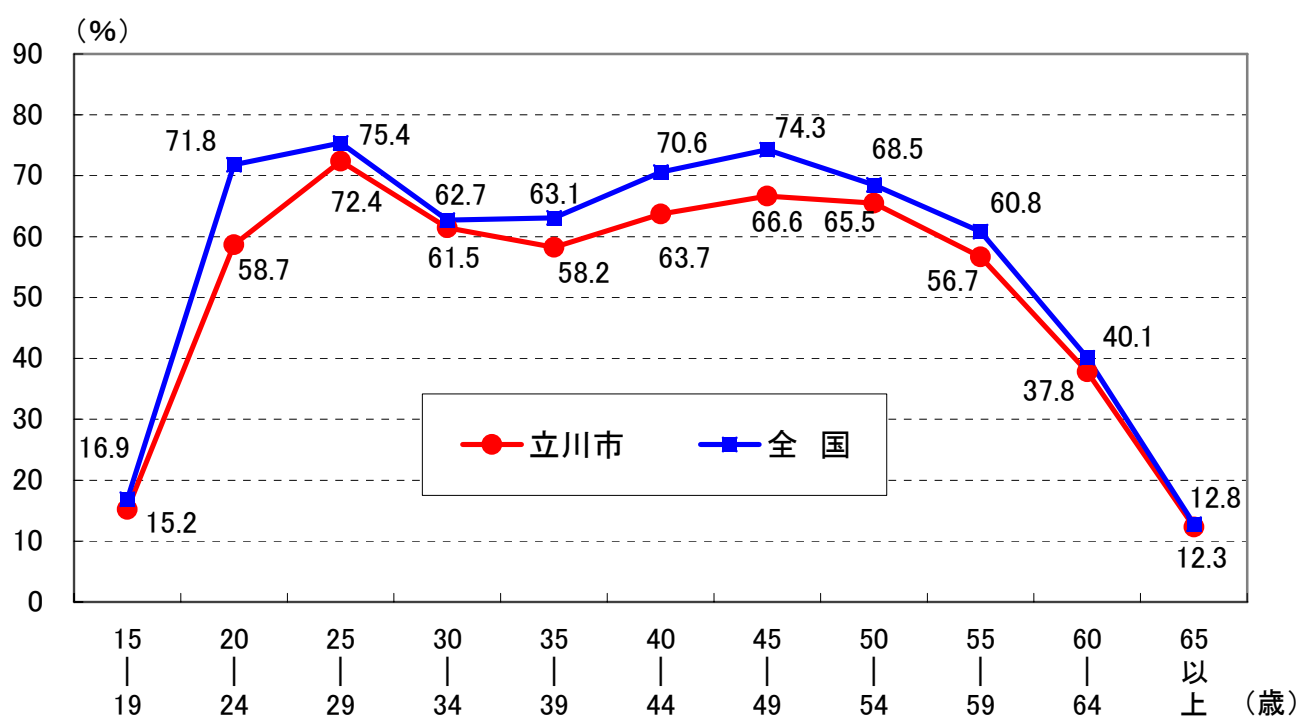
指 標	最新の数値	目標値
企業表彰認定数	—	10事業所
家庭生活上「子育て」を夫婦で協力して行う人の割合	16.1% (H20・市民意向調査)	25.0%
家庭生活上「介護」を夫婦で協力して行う人の割合	7.5% (H20・市民意向調査)	25.0%
ワーク・ライフ・バランス関連事業、イベント等への参加者の増加	580人 (H21年度実績)	3,000人
カウンセリング相談利用者のうち男性の割合	0%	10.0%

2 雇用の場における男女平等参画の推進

少子高齢化が本格化するなかで、女性の就労参加が進み、男女が共に働きやすい労働環境の整備が求められています。

平成17年(2005年)の国勢調査をもとに算出した立川市における女性の年齢階層別労働力率は、25～29歳の労働力率が72.4%と一番高く、30～34歳は61.5%、35～39歳で58.2%と下降するものの、40歳から増加に転じ45～54歳では65%を超える女性が就業しています(図5)。

図5 女性の年齢階層別労働力率



注) 労働力率 = $\frac{\text{労働力人口 (労働力状態不詳を除く)}}{\text{15歳以上人口 (労働力状態不詳を除く)}} \times 100 (\%)$
 立川市 = 国勢調査 (平成17年10月1日) をもとに作成。
 全国 = 総務省「労働力調査 (詳細集計)」 (平成17年平均) より作成。

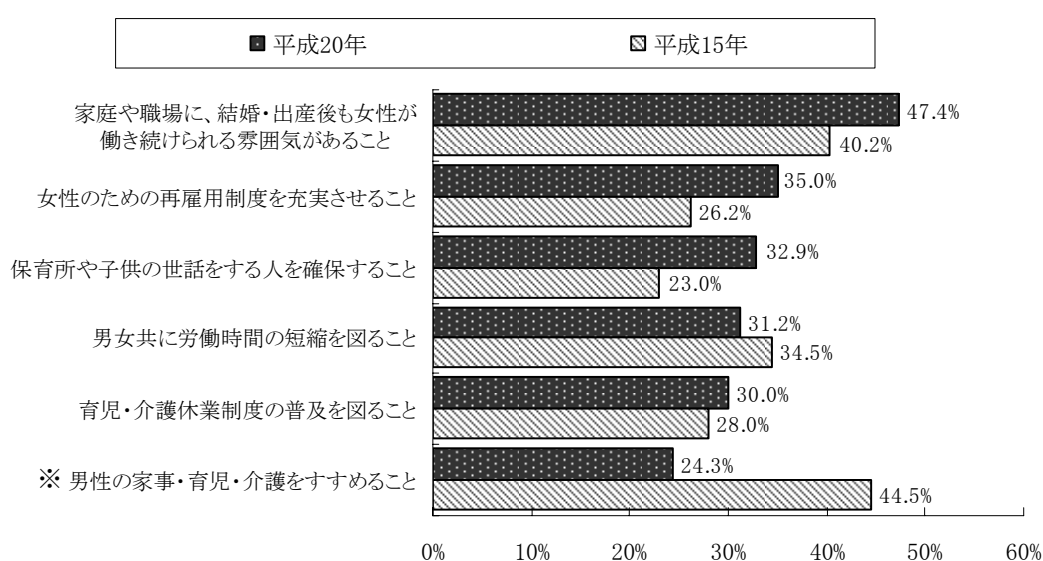
男女雇用機会均等法の改正により、制度上は雇用に関する男女の差別的な取り扱いが禁止されました。しかしながら、現実には女性が結婚・妊娠・出産等を理由に継続就労希望があるにもかかわらず退職しなければならないケースや、復職にあたって非正規労働を選択せざるを得ない場合もあります。仕事を続けるか辞めるかの選択は、あくまでも個人の自由意思によるものでなければなりません。

また、職場内におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の問題や賃金、昇進、職種等、職場のあらゆる場面で男女格差がみられる現実にも目を向ける必要があります。

平成 20 年度(2008 年度)市民意向調査では、「男性にも女性にも働きやすい社会をつくるために必要なこと」の問いは、「家庭や職場に、結婚・出産後も女性が働き続けられる雰囲気があること」が1位となっており、以下「女性のための再雇用制度を充実させること」、「保育園(所)や子どもの世話をする人を確保すること」などとなっており、結婚・出産後も働き続けられる環境づくりや、育児などのため離職した人の再就職への支援が必要と考えている市民が多いことがわかります(図6)。

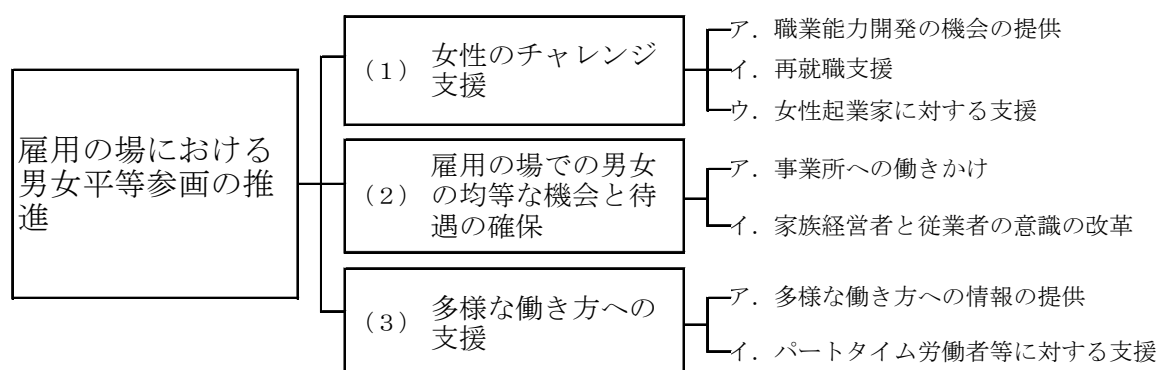
男女平等参画による豊かで活力ある社会を実現するために、性別にとらわれることなく個人の個性と能力が十分発揮できる環境づくりを進めていきます。

図6 男女が共に働きやすい社会を作るために、特に必要なこと



※ 平成15年の調査で1位だった「男性の家事・育児・介護をすすめること」は、今回6位となりました。これは、経済状況の悪化などに伴い、女性の就労参加の希望がますます高まり、高い順位になっていることに加え、男性も厳しい労働環境の中、家庭を顧みることが難しい現状を反映したものと思われます。

【取り組みの体系】



【展開のポイント】

(1) 女性のチャレンジ支援

《目標》

女性が能力を十分に発揮できるよう、資格取得のための情報提供やパソコン講座の開催など、就職に必要な技術を身につける機会を提供するとともに、子育て、介護等で仕事を中断していた人が個性と能力を生かして再就職ができるよう支援します。また、女性が個性と能力を発揮して主体的に働けるよう、起業を支援します。

《取り組みの方向性》

ア. 職業能力開発の機会の提供

①パソコン等の技術や資格取得のための講座の開催と情報提供

就職に有利なパソコン技術や、資格取得のための入門講座などを開催するとともに、講座の情報を提供します。

＜事業計画＞

	項目	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
①	パソコン等の技術や資格取得のための講座の開催と情報提供	検討	→	実施	→	→

イ. 再就職支援

①再就職支援講座の開催

女性のための再就職支援講座を関係機関と連携して実施します。

②女性の人材育成のための講座等の実施

エンパワーメント講座をはじめ、女性が様々な力をつけるための講座を開催し、情報提供を行います。

③ハローワーク等との連携による就労支援

ハローワークや東京しごとセンターなどの就業支援機関との連携を強化し、合同面接会の開催や就職情報の提供等を行います。

＜事業計画＞

	項目	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
①	再就職支援講座の開催	→	→	→	→	→
②	女性の人材育成のための講座等の実施	→	→	→	→	→
③	ハローワーク等との連携による就労支援	検討	実施	→	→	→

ウ. 女性起業家に対する支援

①起業のための相談業務や情報提供、セミナーの実施

立川商工会議所等と連携し女性の起業のための相談業務や情報提供を行うほか、セミナーを実施します。

②運転資金の融資あっせん

起業を支援するための運転資金のあっせんを行います。

③起業を目指す女性のグループ化の支援

様々な分野の起業を目指す女性がネットワークを作って協力して起業できるよう、立川商工会議所等と連携してグループ化を支援するとともに、成功事例の紹介や視察研修など、女性の起業に役立つ情報を提供します。

〈事業計画〉

	項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
①	起業のための相談業務や情報提供、セミナーの実施	検討	実施	→	→	→
②	運転資金の融資あっせん	検討	実施	→	→	→
③	起業を目指す女性のグループ化の支援	検討	実施	→	→	→

(2) 雇用の場での男女の均等な機会と待遇の確保

《目標》

男女を問わず働く意欲が尊重され能力が十分発揮できる環境づくりのため、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など、関係法令遵守の取り組みについて事業所へ働きかけるほか、家族経営における従業員が積極的に経営に参画し、経済的に自立できるように、経営者と従業員双方の意識啓発を図ります。

《取り組みの方向性》

ア. 事業所への働きかけ

①雇用に関する男女の機会均等への働きかけ

採用や昇任、妊娠・出産による退職や望まない職種変更などの取り扱いについて、法令を遵守し、男女の機会均等を図るよう事業所に働きかけます。また、相談者については東京都労働相談情報センターや関係機関への紹介などを行います。

②男性のための男女平等の意識啓発講座の開催

人事や労務に携わる中間管理職の男性等を対象に、男女平等の意識啓発のための講座を開催します。

③セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進の要請

市民や市内企業・事業所対象の研修会等を関係機関と連携して開催するとともに、啓発冊子等を活用し、セクシュアル・ハラスメント防止についての啓発を行います。

④法律や制度の事業所への周知

労働環境の整備を図り、積極的に制度が利用できるよう、法律や制度を事業所に周知します。

＜事業計画＞

	項目	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
①	雇用に関する男女の機会均等への働きかけ					
②	男性のための男女平等の意識啓発講座の開催					
③	セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進の要請					
④	法律や制度の事業所への周知					

イ. 家族経営者と従業員の意識の改革

①家族経営協定の締結(農業)

認定農業者の増加に取り組み、家族経営協定の締結により女性が積極的に農業経営に参画する意識づくりを図ります。

②経営参画のための簿記講習等の学習会開催

個人商店等の経営者以外の家族従事者も経営に参画できるよう、簿記講習等の学習会を実施します。

＜事業計画＞

	項目	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
①	家族経営協定の締結(農業)					
②	経営参画のための簿記講習等の学習会開催	検討	実施			

(3) 多様な働き方への支援

《目標》

働く人が処遇・労働条件について正しい知識を身につけ、自分に合った働き方を選択できるよう、関係法令について周知します。また、パートタイムや派遣の労働者が安心して働けるよう、様々な情報提供を行います。

《取り組みの方向性》

ア. 多様な働き方への情報の提供

①労働法や男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の周知

男女がともに育児や介護と仕事が両立できる労働環境を実現するため、「労働法」「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」「次世代育成支援対策推進法」等の周知を図ります。

＜事業計画＞

	項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
①	労働法や男女雇用機会均等法、 育児・介護休業法等の周知					

イ. パートタイム労働者等に対する支援

①パートタイム労働者等への法律や制度の情報提供

「パートタイム労働ガイドブック」や「ポケット労働法」等を配布し、退職金共済制度等働くときの権利と義務、法律・制度を周知します。

＜事業計画＞

	項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
①	パートタイム労働者等への法 律や制度の情報提供					

【指標と目標値】

指 標	最新の数値	目標値
女性の労働力率(30歳～39歳)	59.9% (H17 国勢調査・立川市)	72.0%
育児・介護休業規定を定めている事業所の割合	育児81.3% (H18 立川市雇用平等調査)	100%
	介護74.5% (H18 立川市雇用平等調査)	100%
再就職支援講座受講者の就業	—	100人
女性の起業支援講座開催	—	15回

3 配偶者等からの暴力の防止

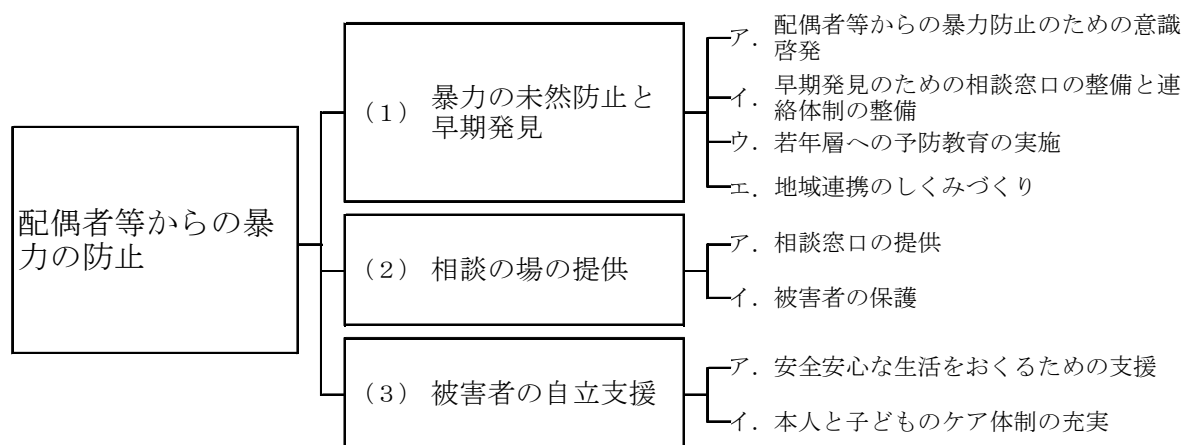
本来平等であるべき配偶者やパートナー等からの暴力は重大な人権侵害であり絶対に許されるものではありません。男女が共に基本的人権を尊重しあい、自分らしく暮らしていける男女平等参画の実現の大きな障害となります。

暴力は身体的なものだけでなく、大声でどなる、無視して口をきかない、電話や手紙をチェックするなどの精神的なもの、生活費を渡さないなど経済的なものや性的な強要なども暴力にあたり、その被害者の多くは女性です。本市での、配偶者等からの暴力の相談件数は、平成 18 年度(2006 年度)から 20 年度(2008 年度)までの間、年間 190 件程度で、全て女性からの相談でした。

また、配偶者等からの暴力は、子どもに被害が及ぶだけでなく、子どもの人格形成に大きな影響を及ぼして次の世代への暴力の連鎖につながることもあります。従って、次世代育成の視点からも大きな社会問題といえます。

配偶者等からの暴力が恒常的に発生する背景には、社会における男女の固定的役割分担、経済力格差などがあり、歴史的経緯や差別意識に根ざした問題もあるといわれています。これらの暴力防止についての認識を深める啓発活動と、発見から相談、一時保護、生活再建に至るまで、各段階において様々な対策に、行政、関係機関等が連携して取り組むとともに、被害者の相談・支援に速やかに対応できるよう、被害者の身近な地域での支援体制の整備に取り組んでいきます。

【取り組みの体系】



【展開のポイント】

(1) 暴力の未然防止と早期発見

《目標》

配偶者等からの暴力の未然防止と深刻化を防止するため、暴力について正しく知り、防止する環境をつくるとともに、予防教育の一環として、相手の人権を尊重し、相手を支配しない対等な人間関係を学ぶ機会を提供します。また、子育てや福祉など、庁内の様々な窓口を通じて暴力を早期に発見できるように、連絡体制を整備するとともに、警察・医療機関・行政が連携して暴力を防止できるよう、連携のしくみをつくります。

《取り組みの方向性》

ア. 配偶者等からの暴力防止のための意識啓発

①暴力防止のための情報提供

配偶者等からの暴力防止のためのPRカードを作成し配布するほか、内閣府が実施する「女性に対する暴力をなくす運動」などの機会をとらえて、市広報やホームページなどを通じて情報提供を図ります。

②暴力防止のための講座・講演会の開催

配偶者等からの暴力に関する講演会やセミナーなどを対象やテーマを絞って開催し、効果的な周知を図ります。

③民間団体主催講座への支援

市民企画活動事業等、市民が主催する講座に、会場提供などの支援を行います。

＜事業計画＞

	項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
①	暴力防止のための情報提供					→
②	暴力防止のための講座・講演会の開催					→
③	民間団体主催講座への支援					→

イ. 早期発見のための相談窓口の整備と連絡体制の整備

①配偶者等からの暴力の早期発見のための職員研修

直接配偶者等からの暴力についての相談でなくてもそれと気づいたり、職員によって対応に差が出たりしないよう、職員研修を実施します。

②庁内連絡体制の拡充

生活福祉課や女性総合センターへの相談だけでなく、保育園、子ども家庭支援センター、健康推進課など、あらゆる部署の業務を通じて配偶者等からの暴力を早期発見し、適切な対応を図るしくみを整備します。

③民生・児童委員対象の研修

配偶者等からの暴力についての知識を深め、被害者に対して適切な対応がとれるよう、地域に密接する民生委員・児童委員を対象とした研修を実施します。

＜事業計画＞

	項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
①	配偶者等からの暴力の早期発見のための職員研修	検討	実施	→	→	→
②	庁内連絡体制の拡充	検討	→	実施	→	→
③	民生・児童委員対象の研修	検討	実施	→	→	→

ウ. 若年層への予防教育の実施

①幼少期からの予防教育の実施

相手を支配しない対等な人間関係を学ぶことにより、男女平等意識の醸成と暴力の未然防止を図るため、幼少期から大学生までの若年層に学習の機会を提供します。

＜事業計画＞

	項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
①	幼少期からの予防教育の実施	検討	実施	→	→	→

エ. 地域連携のしくみづくり

①関係各機関の役割分担の体系化

配偶者等からの暴力の未然防止、早期発見や被害者への適切な対応を可能とするため、地域、行政が連携して取り組めるよう東京都、警察、医療機関などと、地域連携のしくみをつくります。

＜事業計画＞

	項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
①	関係各機関の役割分担の体系化	検討	実施	→	→	→

(2) 相談の場の提供

《目標》

配偶者等からの暴力を長期化、潜在化させないために相談窓口を周知するとともに、配偶者等からの暴力の被害者と子どもを迅速に保護し、安全に避難させることができるよう、東京都との連携の強化と、避難先への支援を行います。

《取り組みの方向性》

ア. 相談窓口の提供

① 婦人相談員が確実に相談に応じられる体制の整備

婦人相談員が切れ目なく確実に相談に応じられるよう体制について検討します。

② 様々な方法による相談窓口の周知

市内各公共施設の女子トイレ等に緊急連絡先や相談先を記したカードを配布したり、情報紙や広報紙に一覧を掲載したりするなど、相談窓口の周知に努めます。

③ 通訳の確保

外国人被害者が安心して相談できるよう、東京都等と連携して通訳を手配できるしくみをつくります。

④ 二次被害防止のための人材育成研修の充実

被害者を不用意な言葉で傷つけて二次被害にあわせることのないよう、職員の研修を実施し、資質の向上を図ります。

⑤ 近隣自治体との連携による相談支援センター機能整備の検討

被害者がどこに相談しても同じ対応が受けられる相談支援センター機能の整備について、近隣自治体との連携を検討します。

＜事業計画＞

	項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
①	婦人相談員が確実に相談に応じられる体制の整備	検討				
②	様々な方法による相談窓口の周知					
③	通訳の確保	検討	実施			
④	二次被害防止のための人材育成研修の充実					
⑤	近隣自治体との連携による相談支援センター機能整備の検討	検討				

イ. 被害者の保護

①民間シェルターに対する支援

緊急一時保護施設の充実を、継続して東京都等に要請します。また、民間シェルターに対する補助金の交付等、支援を継続して行います。

②東京都関係機関との連携強化

東京ウィメンズプラザ、東京都女性相談センター等との連携を強化し、被害者の保護が切れ目なく行えるように努めます。

＜事業計画＞

	項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
①	民間シェルターに対する支援					→
②	東京都関係機関との連携強化					→

(3) 被害者の自立支援

《目標》

配偶者等からの暴力の被害者の経済的な自立を支援するとともに、被害者とその子どもの精神的ケアを行います。

《取り組みの方向性》

ア. 安全安心な生活をおくるための支援

①被害者の自立支援のための相談窓口の開設

緊急避難施設を退所した被害者の自立を支援するため、窓口を開設します。

②庁内の各種手続きの簡素化と被害者認定制度などの検討

住民票等被害者の個人情報保護するとともに、被害者認定制度による国民年金、医療保険への加入手続き等に関する負担の軽減など、庁内関係部署の手続きのあり方を検討します。

③関係民間団体への支援

被害者支援に取り組む民間団体の活動を、会場提供や事業のパンフレットの配布などにより支援します。

④関係機関との積極的な連携調整

配偶者等からの暴力被害者支援連絡協議会を設置し、関係各機関と共に安心・安全な生活が送れるよう自立を支援します。

⑤母子自立支援事業

配偶者等からの暴力により母子での生活を余儀なくされている被害者の経済的自立を支援します。

⑥就労情報の提供や資格取得のための支援

安定した生活を営むための収入を確保できるよう、就職に有利な資格取得のための入門講座などを開催するとともに、ハローワーク等と連携し就労に関する情報提供を行います。

＜事業計画＞

	項目	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
①	被害者の自立支援のための相談窓口の開設					→
②	庁内の各種手続きの簡素化と被害者認定制度などの検討	検討	→	実施	→	→
③	関係民間団体への支援					→
④	関係機関との積極的な連携調整	検討	→	実施	→	→
⑤	母子自立支援事業					→
⑥	就労情報の提供や資格取得のための支援					→

イ. 本人と子どものケア体制の充実

①被害者の心のケア

心理相談員等の専門家による相談を通して医療機関などの紹介を行うなど被害者の心のケアに取り組めます。

②被害者の子どもの心のケア

精神的に不安定になりがちな子どもに対してのケアを行うとともに、児童相談所等との連携により、虐待等の二次被害が起こらないよう子ども家庭支援センターや保育園などで、長期的な見守りを行います。

③被害者の子どもの入学・入園の支援

子どもの学校・保育園への入学・入園の支援を行うとともに、子どもの情報に関する管理を適正に行います。

＜事業計画＞

	項目	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
①	被害者の心のケア					→
②	被害者の子どもの心のケア					→
③	被害者の子どもの入学・入園の支援					→

【指標と目標値】

指 標	最新の数値	目標値
夫婦間における①「平手で打つ」②「殴るふりをして脅す」③「交友関係を細かく監視する」の各行為について暴力だと思ふ人の割合	①：67.8% (H15・市民意向調査) 58.4% (H20・内閣府)	①：80%
	②：52.1% (H15・市民意向調査) 52.5% (H20・内閣府)	②：70%
	③：40.0% (H15・市民意向調査) 42.1% (H20・内閣府)	③：60%
職員向け実務・啓発研修の受講人数	—	150人
ドメスティック・バイオレンスの被害経験者の割合	女性：33.2% (H20・内閣府)	根絶を目指す
	男性：17.8% (H20・内閣府)	

第4章 男女平等参画の推進

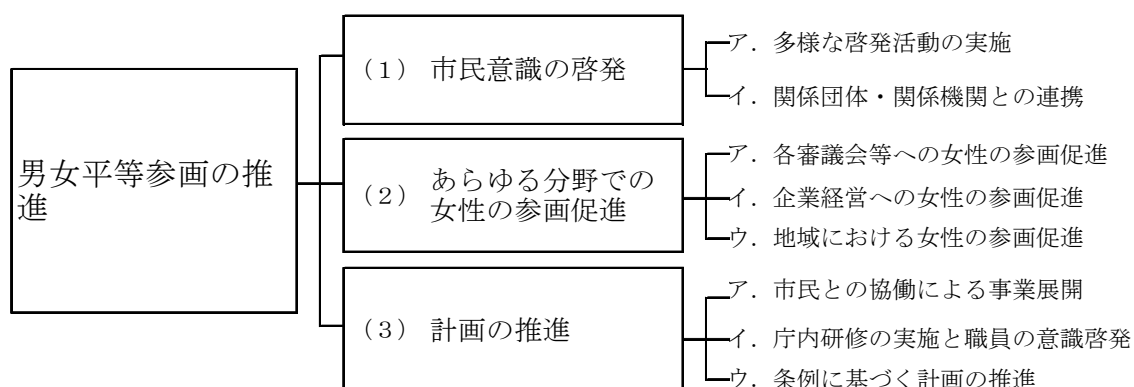
1 男女平等参画の推進

男女平等参画の実現の妨げとなっているのは、主に長い時間をかけて形成された性別による固定的役割分担の意識です。性別にかかわらず、すべての人が平等であるという意識が育つためには、幼少期からの継続的な啓発が必要です。そのためには教育機関での人権教育や様々な機会を活用した啓発活動を行っていくことが重要です。

また、女性の政策決定や方針決定過程への参画状況は、審議会等への女性の登用状況を見ても十分とはいえません。逆に地域活動等においては女性が中心的役割を担っている一方、組織の長には男性が就くといった傾向も見受けられます。企業経営の意思決定の場においても女性の参画は少ないのが現状です。このような状況を改善し、あらゆる分野に女性の参画を促進することが豊かな男女平等参画社会を実現するために不可欠です。

男女平等参画推進のための課題は多岐にわたっています。市は、男女平等参画基本条例の基本理念に基づき、男女平等参画を促進する施策を総合的に推進します。また、関係団体、関係機関と連携して男女平等参画についての市民の意識を醸成するとともに、あらゆる分野での女性の登用、参画を進めます。

【取り組みの体系】



【展開のポイント】

(1) 市民意識の啓発

《目標》

すべての人が平等であるという意識を醸成し、男女平等参画社会を実現するため、フォーラムや講座、広報紙など、様々な方法で男女平等参画についての啓発を行うとともに、関係団体や都、周辺自治体の行う事業についても情報を収集し、提供します。

《取り組みの方向性》

ア. 多様な啓発活動の実施

①啓発イベントや啓発講座の開催

男女平等参画課が主催する「たちかわ男女平等フォーラム」や市民企画活動事業を市民との協働で開催するほか、市民交流大学等の各種啓発事業を開催します。

②情報紙・広報紙等による啓発

情報紙アイムや広報たちかわ等により啓発と情報提供を行います。

③男女平等参画を含めた人権教育の実施

基本的人権に関する意識啓発等の一環として男女平等教育を推進します。

〈事業計画〉

	項目	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
①	啓発イベントや啓発講座の開催					→
②	情報紙・広報紙等による啓発					→
③	男女平等参画を含めた人権教育の実施					→

イ. 関係団体・関係機関との連携

①広域的な情報収集と情報提供

東京ウィメンズプラザや周辺自治体担当者間の連携を密にして、情報収集と発信を積極的に行います。

〈事業計画〉

	項目	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
①	広域的な情報収集と情報提供					→

(2) あらゆる分野での女性の参画促進

《目標》

すべての審議会等に女性の登用を図り、女性委員の登用率を全体で35%以上にすることを目標とします。会議時間の工夫や会議中の保育なども実施し、女性が参加しやすい条件を整えるとともに、定期的に登用状況調査を実施し公表します。また、事業所に女性の登用を働きかけるほか、地域における女性リーダーの育成を図ります。

《取り組みの方向性》

ア. 各審議会等への女性の参画促進

①女性委員の登用率の向上

各審議会への女性委員の登用率 35%を実現するため、委員の改選時に積極的に女性の登用を図り、全庁的に登用率の向上に努めます。

＜事業計画＞

	項目	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
①	女性委員の登用率の向上					→

イ. 企業経営への女性の参画促進

①女性の経営参画への働きかけ

女性が方針決定の場に参加し、積極的に経営に参画できるよう、女性の登用を事業所に働きかけます。

＜事業計画＞

	項目	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
①	女性の経営参画への働きかけ					→

ウ. 地域における女性の参画促進

①地域リーダーの育成

女性が自治会等でリーダーとして地域活動に参加できるよう、研修会などの情報提供を通じて女性リーダーの育成を図ります。

＜事業計画＞

	項目	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
①	地域リーダーの育成					→

(3) 計画の推進

《目標》

男女平等参画社会の実現のために活動する市民団体とともに、市民企画活動事業やフォーラムなど、男女平等参画の事業を協働で実施するほか、今後の男女平等参画施策を担う市民団体を育成します。また、職員に向け、男女平等参画についての情報提供や研修を実施するとともに、事業所等の模範となるよう、働き方の改善に取り組みます。

《取り組みの方向性》

ア. 市民との協働による事業展開

①事業運営のための団体の育成

男女平等参画団体や消費者団体が中心となって、女性総合センターで実施する様々な事業を自ら運営できるよう、団体の育成を図ります。

〈事業計画〉

	項目	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
①	事業運営のための団体の育成	検討	→	実施	→	→

イ. 庁内研修の実施と職員の意識啓発

①職員に向けた意識啓発のための研修と情報提供

男女平等参画の視点にたった行政運営の推進や、ワーク・ライフ・バランスに基づいた働き方の見直しなどについて、意識啓発研修の実施や情報提供を行います。

②職員の地域貢献活動への参加の検討

地域活動や育児・介護ボランティア等、地域貢献活動への参加を検討します。

〈事業計画〉

	項目	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
①	職員に向けた意識啓発のための研修と情報提供					→
②	職員の地域貢献活動への参加の検討					→

ウ. 条例に基づく計画の推進

①男女平等参画推進審議会による計画の推進

計画が着実に推進できるよう、男女平等参画推進審議会で施策や事業についての具体的方策等を審議します。

②苦情の申出による計画の推進

男女平等参画の促進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民や事業者から苦情の申出があったときは、苦情処理委員による適切・迅速な処理を行います。

③計画の進行管理の充実

男女平等参画推進本部、推進委員会等の庁内組織による進捗状況の検証などを通じて計画の進行管理と的確な報告を行います。

＜事業計画＞

	項目	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
①	男女平等参画推進審議会による計画の推進					
②	苦情の申出による計画の推進					
③	計画の進行管理の充実					

【指標と目標値】

指 標	最新の数値	目標値
「男は仕事、女は家庭」という性別によって役割を固定化する考え方に「反対」「どちらかといえば反対」の人の割合	男性：35.7% (H21・内閣府)	男性：60%
	女性：43.7% (H21・内閣府)	女性：60%
審議会等委員に占める女性の割合	26.0% (H21年度)	35%
男女平等参画関連事業・イベント等への参加人数	1,946人 (H21年度実績)	10,000人

2 市民・地域・事業者・行政の役割

男女平等参画の推進は、市の取り組みだけでなく、市民・事業者の皆様一人ひとりがその大切さを理解し、それぞれの役割を担うとともに、次のような項目にそれぞれが主体的に取り組んでいただくとともに、市民・地域・事業者・行政が共に連携し、社会全体で取り組むことが必要です。市は、この計画に掲げられた事業を着実に実施し、市民・地域・事業者・行政がともに連携しやすいしくみづくりを進めます。

●ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

市の役割	市民の役割・地域の役割	事業者の役割
・生き方や働き方を考える講座を開催します。 ・働きやすい環境づくりに取り組む事業所の表彰を行います。 ・事業所に、ワーク・ライフ・バランスを実現しやすい環境整備を働きかけます。	・多様な価値観や生き方を認め合いましょう。 ・身近な生活の中で、性別を理由とする不合理な慣行やしきたりがないか話し合い、これを見直しましょう。 ・仕事における時間の使い方を見直し、無理・無駄がないか点検するとともに、残業時間の短縮に努めましょう。 ・充実した働き方を目指して、仕事に関する知識や技術の向上など、スキル・アップを図りましょう。 ・育児休業・子の看護休暇などの制度を積極的に活用しましょう。 ・育児や家事は、家族みんなが力を合わせて行いましょう。	・従業員が仕事と生活のバランスをとりながら、育児・介護等に参加できるよう、時間外労働の制限や勤務時間の短縮、多様な働き方の導入など、就業環境の整備を進めましょう。 ・育児休業・子の看護休暇・介護休業などについて、従業員に積極的に情報を提供するとともに、これらの制度を利用しやすい職場づくりに努めましょう。 ・次世代育成対策推進法に基づいた取り組みを進めましょう。
・子育ての負担の軽減のため、相談窓口を開設するほか、待機児の解消や特別保育を実施します。また、ひとり親家庭・障害児を育てる家庭への支援を行います。 ・子育てネットワークづくりや、ボランティアの育成と活用、保育園や認証保育所などの地域資源を活用して、地域で子育てを支援するしくみをつくりまします。 ・介護の負担の軽減のため、介護保険制度・障害福祉制度を着実に実施するほか、相談や情報提供、地域支えあい事業や生活安定、介護予防のためのさまざまな事業に取り組まします。	・地域における子育て・介護活動等に協力しましょう。 ・育児・介護の負担を軽減できるように、支えあいのしくみづくりを進めましょう。 ・地域の子育て・介護関係のNPOやボランティア団体と連携して子育て・介護支援のネットワーク化を図りましょう。	

●ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進(つづき)

市の役割	市民の役割・地域の役割	事業者の役割
- 男女が家庭生活をバランスよく担うことができるよう、男性を対象とした家事・育児講座を開催します。 - 男女が地域活動にも積極的に参加できるよう、情報提供や、事業所への働きかけを行います。	- 行政の仕組みやまちづくりにも関心を持ち、積極的に地域活動に参加しましょう。 - 男性も、積極的に地域活動に参加しましょう。	従業員が、性別にかかわらず学校行事やPTA活動等、地域活動のための休暇を取りやすい職場づくりに取り組みましょう。
男女が安心して働いたり、充実した生活を送れるよう、年代に応じた健康づくりや、心の健康づくりに取り組みます。	日頃から、自分自身の健康に気をつけ、少なくとも1年に1回は健康診断を受けましょう。	従業員の健康づくりに努めましょう。特に、妊娠中や出産後の女性従業員の健康の保持には、十分配慮しましょう。

●雇用の場における男女平等参画の推進

市の役割	市民の役割・地域の役割	事業者の役割
女性が能力を十分に発揮できるよう、就職に必要な技術を身につける機会を提供するとともに、再就職や起業を支援します。	充実した働き方を目指して、仕事等に関する知識や技術の向上などスキルアップを図りましょう。	
- 雇用の場での男女の均等な機会と待遇の確保を事業所に働きかけるとともに、法律や制度について事業所に周知します。 - 家族経営者だけでなく、従業員している家族も経営に参画できるよう、意識の改革に取り組みます。	女性も男性も、働くことにおいて対等であるという意識を持ちましょう。	- 職場における男女の固定的役割分担を見直し、性別に関わらず従業員一人ひとりの能力が発揮され、いきいきと働ける職場環境づくりに努めましょう。 - セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止に向けて、研修等に積極的に取り組むとともに、従業員が気軽に相談できる体制を整えましょう。 - 男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等の法令を遵守しましょう。
働く人が処遇・労働条件について正しい知識を身につけ、自分に合った働き方を選択できるよう法令の周知や情報提供を行います。		多様な就業形態の導入について検討しましょう。

● 配偶者等からの暴力の防止

市の役割	市民の役割・地域の役割	事業者の役割
暴力の未然防止と発見のため意識啓発に取り組むほか、早期発見のための窓口や連絡体制を関係機関等とも連携して整備します。	- 多様な価値観や生き方を認め合いましょう。 - 配偶者等からの暴力は人権侵害であることを認識しましょう。 - 何気ない言動が相手を傷つけていないか、自分自身でチェックしてみましょう。	
相談窓口を提供し、周知するとともに、被害者の保護に関係機関と連携して取り組みます。	「配偶者等からの暴力を受けているかもしれない」と思ったら、ひとりで悩まず、すぐに相談機関に相談しましょう。 - 配偶者等からの暴力の被害の潜在化を防ぐため、隣近所での声かけや関係機関への相談など、積極的に援助しましょう。	
被害者が安全で安心して生活を送ることができるよう、経済的支援や心のケアを行います。		

● 男女平等参画の推進

市の役割	市民の役割・地域の役割	事業者の役割
フォーラムや講座、広報紙など様々な方法で男女平等参画についての啓発を行うとともに、関係団体などの情報についても提供します	「男」や「女」でなく、「人」として認め合いましょう。 - 男女平等参画に関する催しや講座等に積極的に参加し、学習したことを広げましょう。 - 身近な生活の中で、性別を理由とする不合理な慣習やしきたりがないか話し合い、見直しましょう。	
庁内の審議会、企業経営、地域など、あらゆる分野での女性の参画を進めます	- 女性は、政策・方針決定の場に積極的に参画し、意見を述べましょう。 「リーダーは男性」と決めてかかず、性別にかかわらず、ふさわしい人をリーダーに選び、協力しましょう。	職域の拡大や昇進等にあたっては、性別の違いでなく、一人ひとりの能力等に基づいて判断し、男女が共に活躍できるようにしましょう。
男女平等参画社会の実現のための事業を、関係する市民団体と協働で実施するほか、団体の育成、職員の意識啓発に取り組めます。		

資 料

男女共同参画都市宣言

わたしたちは、男女が互いの人権を尊重し、平等に生きることを基本理念として、ともにいきいきと豊かに暮らす男女共生社会の実現をめざして、ここに立川市を「男女共同参画都市」とすることを宣言します。

- 1 わたしたちは、ともに性別にとらわれず一人ひとりが自立して認め合い、いきいきと暮らせるまちをつくります。
- 2 わたしたちは、ともに社会のあらゆる分野に自らの意思で参画し、魅力にあふれたまちをつくります。
- 3 わたしたちは、ともに平和な社会を願い、友好の輪を世界へ広げるやさしいまちをつくります。

平成 8 年 10 月 2 日

立 川 市

立川市男女平等参画基本条例

平成 19 年 6 月 25 日条例第 60 号

日本国憲法には個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。

立川市は、日本国憲法のこの理念に基づき、平成 8 年 10 月に東京都で最初に男女共同参画都市宣言を行うなど、男女が共にいきいきと豊かに暮らす社会の実現をめざした施策を推進してきました。

21 世紀を迎えた今日、立川市が今後も活力ある住みやすいまちとして発展していくためには、市民一人ひとりがその個性と能力を発揮し、輝ける社会を築いていかなければなりません。

立川市は、ここに、男女の人権が尊重され、男女が社会のあらゆる分野における活動に対等な立場で共に参画し、責任を担う社会の実現をめざし、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女平等参画の促進について、基本理念並びに立川市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女の人権が尊重され、男女が共に社会のあらゆる分野の活動に参画する社会を築き、もって豊かで活力ある地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等参画 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、一人ひとりにその個性と能力を発揮する機会が確保されることにより、対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に居住し、在勤し、又は在学する個人をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人及び団体をいう。

(4) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女平等参画は、次の各号に掲げる事項を基本理念として促進されなければならない。

- (1) 男女が、性別により差別されることなく、個人としての人権が尊重されること。
 - (2) 男女が、個人の意思と責任により多様な生き方を選択することができ、かつ、その生き方が尊重されること。
 - (3) 男女が、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野の活動に対等な立場で共に参画し、責任を担うこと。
 - (4) 男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策及び方針の立案並びに決定過程に参画する機会が確保され、その個人の能力が十分に発揮できること。
- (市の責務)

第 4 条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女平等参画の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女平等参画施策」という。）を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、男女平等参画の促進にあたり、市民、事業者並びに国及び東京都その他の地方公共団体との連携に努めるとともに、男女平等参画施策を実施するために必要な体制を整備するものとする。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念に基づき、男女平等参画についての理解を深め、男女平等参画の促進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念に基づき、男女平等参画についての理解を深め、その事業活動について、男女平等参画の促進に努めなければならない。

2 事業者は、男女が職場における活動と育児、介護その他の家庭生活等における活動との両立ができるよう支援に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第 7 条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 家庭内等において、配偶者等に対する身体的暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を行ってはならない。

(公衆に表示する情報への配慮)

第 8 条 何人も、公衆に表示する情報において、性別に起因する人権侵害を助長し、かつ、セクシュアル・ハラスメント及び配偶者等に対する暴力的行為を誘発することのないよう配慮しなければならない。

第 2 章 基本的施策

(推進計画)

第 9 条 市長は、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定する。

2 市長は、推進計画を策定するにあたっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置をとるとともに、第 16 条に規定する立川市男女平等参画推進審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前 2 項の規定は、推進計画の変更について準用する。（年次報告等）

第 10 条 市長は、推進計画に基づく施策の実施状況について、年次報告を作成し、公表する。

2 市長は、前項に規定する年次報告について、第 16 条に規定する立川市男女平等参画推進審議会から意見が付されたときは、その意見の概要を公表しなければならない。

(普及広報)

第 11 条 市は、市民及び事業者の男女平等参画についての理解を深めるため、普及広報活動に努めなければならない。

第3章 苦情の処理

(苦情の申出)

第12条 市民及び事業者は、市が実施する男女平等参画施策又は男女平等参画の促進に影響を及ぼすと認められる施策について、次条に規定する立川市男女平等参画苦情処理委員に苦情の申出をすることができる。

(苦情処理委員の設置等)

第13条 市長は、前条に規定する苦情の申出を適切かつ迅速に処理するため、立川市男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

2 苦情処理委員は、3人以内とし、男女平等参画の促進に深い理解と識見を有する者のうちから市長が任命する。

3 苦情処理委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。

(苦情処理委員の職務)

第14条 苦情処理委員は、苦情の申出を処理するため、苦情の申出に係る施策を実施する機関に対して資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、是正その他の措置をとるよう市長に勧告することができる。

(守秘義務)

第15条 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

第4章 立川市男女平等参画推進審議会

(設置)

第16条 市長の諮問に応じ、推進計画及び男女平等参画施策について必要な事項を調査審議し、又はこれらの事項について市長に建議するため、立川市男女平等参画推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第17条 審議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 推進計画の実施状況の評価に関すること。
- (3) その他男女平等参画の促進に関する重要事項に関すること。

(組織)

第18条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第19条 委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。

- (1) 関係市民団体の代表者 6人以内
- (2) 市民 5人以内
- (3) 学識経験を有する者 4人以内

2 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。

第5章 雑則

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章の規定は、平成20年4月1日から施行する。

(立川市男女共生社会推進会議条例の廃止)

2 立川市男女共生社会推進会議条例(昭和63年立川市条例第23号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に策定されている推進計画は、第9条第1項の規定により策定されたものとみなす。

4 この条例による廃止前の立川市男女共生社会推進会議条例の規定により設置された立川市男女共生社会推進会議は、第16条の規定によって設置された審議会となり、同一性をもって存続する。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に

関する条約

国連総会採択 1979 年 12 月 18 日
日 本 批 准 1985 年 6 月 25 日

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるかを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確認し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、ま

た、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第 1 部

第 1 条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第 2 条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第 3 条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的

訓練を含む。)を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族

の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

(b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利

(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるか否かを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

(e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

(f) あらゆる地域活動に参加する権利

(g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

(h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第4部

第15条

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

(a) 婚姻をする同一の権利

(b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利

(c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
(d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

(f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、

最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的

な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画社会基本法

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対

して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

三 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

四 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

五 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

二 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

三 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

四 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協

力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

二 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

二 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

三 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

四 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

二 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

二 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要が

あると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（平成十一年六月二三日法律第七八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

第10期 立川市男女平等参画推進審議会・委員名簿

任期:平成21年1月20日～平成23年1月19日

委員:12人(うち学識経験者3人・関係市民団体代表5人・公募市民4人)

設置:「立川市男女平等参画基本条例」第16条の規定による

(50音順)

学識経験者 (3名)	ツユキ ハツコ 露木 肇子	弁護士(多摩総合法律事務所)
	ノナカ エイ 野中 映	国立音楽大学専任講師
	マツダ ミサ 松田 美佐	中央大学文学部教授
関係市民団体 代表者(5名)	カウ キョウコ 加藤 恭子	新日本婦人の会立川支部
	カワイ カオル 川合 薫	アイム登録団体・アエネ
	サウ ヨシコ 佐藤 良子	立川市自治会連合会
	ナカムラ ヨウコ 中村 陽子	立川商工会議所
	マルヤマ カズオ 丸山 和夫	連合多摩中央地区協議会
公募市民 (4名)	イシオカ タカシ 石岡 隆	公募市民
	オオタ ヤスシ 太田 靖敏	公募市民
	タナカ アイセイ 田中 愛誠	公募市民
	フタバ ミユキ 二場 美由紀	公募市民

立川市男女平等参画推進審議会 審議経過

年	回	月 日	内 容
平成 20 年度	1	1月20日	・ 辞令伝達、委員紹介、会長・副会長選出 ・ 会議の公開について ・ 第5次推進計画の策定について ・ 第4次男女共生社会推進計画の取り組み状況について
	2	2月24日	・ 諮問（立川市第5次男女平等参画推進計画の基本的な考え方について） ・ ワーク・ライフ・バランスの推進について
	3	3月10日	・ ワーク・ライフ・バランスの推進について
平成 21 年度	4	4月13日	・ 女性総合センター所管組織の改正について ・ ワーク・ライフ・バランスの推進について
	5	5月11日	・ ワーク・ライフ・バランスの推進について ・ 配偶者等からの暴力の防止について
	6	6月22日	・ 配偶者等からの暴力の防止について
	7	7月14日	・ 雇用の場における男女平等参画の推進について
	8	9月7日	・ 雇用の場における男女平等参画の推進について
	9	9月29日	・ 答申について
		10月13日	答 申

立川市第5次男女平等参画推進計画

平成22年5月発行

編集・発行 立川市総合政策部男女平等参画課
〒190-0012 東京都立川市曙町二丁目36番2号
電 話 042（528）6801
FAX 042（528）6805